

議第二十五号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項中「、揖斐川町」を削り、同表五十の三の項中「各務原市」の下に「、郡上市」を加え、同表五十の四の項中「川辺町」の下に「、七宗町」を加え、同表五十一の項中「下呂市」の下に「、養老町」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一十八の三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長に対しなされたものとみなす。

提 案 説 明

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。